

# とべもり+（プラス）SDGsプログラム更新及びモニターツアー実施 業務仕様書

## 1 委託業務名

とべもり+（プラス）SDGsプログラム更新及びモニターツアー実施業務

## 2 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

## 3 委託金額の上限

4,257,990円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 4 業務目的

令和3年3月のジップラインのオープンを契機に、とべもり3施設（愛媛県立とべ動物園、愛媛県総合運動公園、えひめこどもの城）では、エリア全体の交流人口を拡大させ、地域活性化に寄与することを目的に、一体的な情報発信や施設間の周遊促進に取り組んできたところであり、令和4年度には、新たに、えひめ森林公園を加えたとべもり+（プラス）4施設で、SDGsの視点を踏まえた学習プログラムを学校及び企業向けとして、それぞれ造成し、令和5年度には、モニターツアーの実施及びPR動画の作成を行い、新たな客層の確保（SDGsに関心の高い層）と施設間周遊の活性化を図った。

令和6年度は、県内の学生をメインターゲットとして、モニターツアーを実施することで、県内外からの修学旅行（学習旅行）の誘致に向けた、より誘客のできるプログラムへ更新し更なる誘客の促進を図る。

## 5 業務内容

愛媛県立とべ動物園、愛媛県総合運動公園、えひめこどもの城及びえひめ森林公園の各施設の特徴や環境等の資源を活かしたSDGsの視点を切り口とした事業を行う。

業務内容は、次の（1）～（3）とする。

### （1）学習プログラムの更新及び普及に係る支援

#### ア 学習プログラムの更新磨き上げ

作成から2年が経過したプログラムについて、令和6年度より愛媛県総合運動公園の指定管理者が変わったことや、昨年度実施したモニターツアーの実績を踏まえて、とべもり+（プラス）4施設の各指定管理者と調整し、より誘客のできるプログラムへ更新する。

更新に当たっては、次の点を踏まえること。

- ・ターゲット市場にとっての「魅力」、あるいは「課題」を把握し、指定管理者等に磨き上げや改善についての助言、指導を行うこと。
- ・競合する他地域の学習プログラムを把握し、差別化に関する助言・指導を行うこと。
- ・後年度にわたり利用料収入等により自走での運営が可能な企画とすること。ただし、利用料を徴収するプログラムについては、令和7年度以降の利用者一人当たりの利用料を発注者及び各施設の指定管理者が協議のうえ設定できるよう提示すること。
- ・とべもり+（プラス）施設への誘客及び周遊の拡大に繋げるものとする。

#### イ プログラム更新対象本数

- ・各施設2本  
新学習指導要領に適応したプログラムとすること。

#### ウ プログラムの内容

##### ①SDGsの視点

1つのプログラムで、SDGsの17のゴールのうち1つ以上のゴールについて学べるプログラムとすること。造成したプログラムで実際に受入れを行う施設関係者がSDGsを理解したうえで、利用者に対しSDGsの視点に基づいたプログラムの進行・提供等ができるよう支援すること。

②造成したプログラム毎に、想定される事前学習・現地学習・事後学習（振り返り）の学びの内容を考えること。なお、事前学習・事後学習については、現地に限らず、学習旅行実施前・後に各学校等で学習する内容とすることも可とする。

③他のSDGsプログラムと差別化するために、各施設の特徴を生かしたプログラムを造成すること。

#### (2) モニターツアーの実施

県内の学生をメインターゲットとしたモニターツアーを実施することで、県内外からの修学旅行（学習旅行）の誘客促進を図る。

#### ア 業務内容

##### ①モニターツアーの製作

※関係施設との日程、体験ツアー内容の調整を含む

※ツアー中の移動手段（貸切バスや公共交通機関等、安全に配慮）の手配、経費支払を含む

※集合・解散時刻は、県内在住者が参加しやすい設定とし、ツアー中に想定される食事（弁当や各施設レストラン利用等）の手配を含む

②参加者への募集案内・申込受付、応募者取りまとめ

③参加者の選定及び連絡（当落選の連絡、ツアー詳細の連絡等）

- ④訪問先との連絡調整・利用料等必要経費の支払い
- ⑤旅行傷害保険への加入手続き（経費支払を含む）
- ⑥その他、ツアー参加者の安全面での配慮及び円滑なツアー運営に必要な事項

#### イ 実施内容

- ①回 数：4回（左記設定回数以上の実施は可）
  - ※各回の実施内容は重複しないものとする
  - ※4回のうち1回はメインターゲットである学生を対象としたツアーを実施すること
- ②人 数：160名程度（各回日帰り）
- ③時 期：9月～12月を想定。
  - ※実施内容及び時期については受託候補者決定後に各施設と協議を行う
- ④対象者：
  - ・県内学生
  - ・SDGsに興味・関心のある方（新たな利用者層に加えて、従来のとべもり+（プラス）の主な利用者層である、親子連れやジップラインのターゲット層である若者層などにもSDGsという新たな視点で利用してもらっても想定）

#### ウ 実施方法：

- ① 移動手段はバスでの移動を主とする。
- ② バスの仕様（大きさ等）は指定しないが、利用者の体調面に配慮すること。
- ③ 1回のツアーにおいて4施設全てを組み込む必要はないが、2施設以上は組み込むこと。なお、施設間を回る順番は指定しない。
- ④ ツアー当日は、全行程を円滑及び安全に遂行するための管理責任者が同行すること。

#### エ その他：

企画提案には、以下の内容を盛り込むこと。

- ① SDGsに関連する資料の作成
  - とべもり+（プラス）におけるSDGs体験の認知度を高めるとともに、各施設間の周遊に繋げるため、SDGs自体の説明やとべもりプラス各施設におけるSDGsに資する取組み等を分かりやすくまとめたパンフレットを作成し、ツアー参加者に配布すること。
- ② アンケートの実施
  - 参加者に対するアンケートを実施し、事業効果の検証及び、より高い事業効果を図るため、専門機関による分析を行うこと。
  - アンケートの作成にあたっては、愛媛県及び各施設と事前協議の上、内容を決定すること。
- ③ 今後の事業展開の提案

モニターツアーの実施成果をプログラムに反映し、より誘客のできるプログラムへ更新すること。また、今後のとべもり+（プラス）エリアにおけるSDGsの視点での事業展開のための企画を提案すること。

(3) プログラムの販売及び販売促進にかかるプロモーション（流通、販売促進支援）

ア 各施設と連絡調整を行い、造成したプログラムについて販売可能な体制を構築すること。

・本業務で造成されたプログラムは、次年度以降も販売するよう努めること。

イ (1) で更新するプログラムの販売及び(2) で実施するモニターツアーへの参加を促進するために、戦略的にプロモーション活動を行うこと。

・令和5年度に作成したプロモーション動画を使用して差し支えない。

ウ 情報発信ツールの作成

① オンライン上の多様なツールを用いて商品情報を発信していくために、用途の幅の広い情報発信ツールを作成すること。

② 今後の販売を想定し、販売資料として活用可能なセールスシート（タリフ等）を作成すること。

③ 作成した情報発信ツールは、県やとべもり+（プラス）4施設のホームページやSNS等で活用することを想定したものとすること。

・ホームページ等に掲載するプロモーション用チラシデータを作成すること。

・とべもり+（プラス）のホームページから県の本事業のホームページにアクセスするためのバナー画像を作成すること。

・情報発信のためのより効果的な手法がある場合は提案書に記載のこと。

## 6 実施結果等の報告等について

本事業において作成した事業報告書等成果品を業務終了後提出すること。

(1) 提出期限 令和7年3月14日（金）

(2) 実績報告書 3部（以下の2点を盛り込むこと）

・5の委託業務の内容（1）～（3）の各概要、事業実施に関する経過及び成果

・とべもり+（プラス）エリアにおけるSDGsでの視点による今後の事業展開についての分析

(3) 委託業務の過程で撮影した写真・動画及び制作した印刷物や電子データ一式

## 7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。ただし、その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

## 8 成果の帰属及び秘密保持

### (1) 成果の帰属

- ① 成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）  
使用権は、愛媛県に帰属するものとする。また、成果品の一部に第三者が権利  
を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、使用権等に関して必要な  
手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者が負うものとする。

なお、業務期間終了後であっても、受託者は業務内容及び成果品についての  
県からの問い合わせ等に対応することとする。

- ② 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良個所があった  
場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに  
係る経費は受託者の負担とする。

### (2) 秘密保持

- ① 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目  
的で使用しない
- ② 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了  
解なしに使用しない。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 9 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律に準じて取り扱うこととし、  
受託者は本業務（再委託した場合を含む）を履行するうえで個人情報を扱う場合は個人  
情報の保護に関する法律及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務の従事者が個人情報の漏えいを行った場合には、個人情報の保護に関  
する法律の規定に基づき処罰される場合がある。

おって、疑義がある場合は愛媛県に協議することとする。

## 10 その他

- (1) 委託期間中は、業務経過内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、愛媛県  
及び各施設との連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑  
な実施のため、受託者は、愛媛県との情報共有を密に行うとともに、逐次協議しな  
がら進めること。
- (3) 委託業務の企画において、協議事項や想定外の事項が発生した場合には、その都度、  
愛媛県と受託者の協議により対応を決定する。